



発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による道路位置の指定の取消し……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……

○建築基準法による一団地の区域……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課) ……

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課) ……

○令和六年度ふぐ取扱責任者試験の実施……………

…(保健医療局健康安全全部健康安全課) ……

告示 (公)

○駐車監視員資格者講習の実施……………

公告

○開発行為に関する工事完了……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……

告示

●東京都告示第五百八十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」

という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位

置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和六年四月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

取消しに係る  
道路の種類

取消年月日

取消しに係る  
道路の位置

取消しに係る  
道路の延長及  
び幅員(単位  
メートル)

法第四十二条

第一項第五号

の規定による

令和六年四

月十一日

多摩市大字百

草字十九号千

百四十二番十

一、同番十五

及び同番十七

の各一部

延長

二三・五〇

幅員

四・〇〇

●東京都告示第五百八十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規

定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す

る。

令和六年四月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

東村山市萩山町三丁目十七番一、同 令和六年四月八  
番八及び同番九の各一部 日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花

小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第五百八十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第二項の規定により、令和五年東京都告示第八百二十七号

により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第

三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次

のとおり告示する。

令和六年四月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区玉堤一

丁目地内)

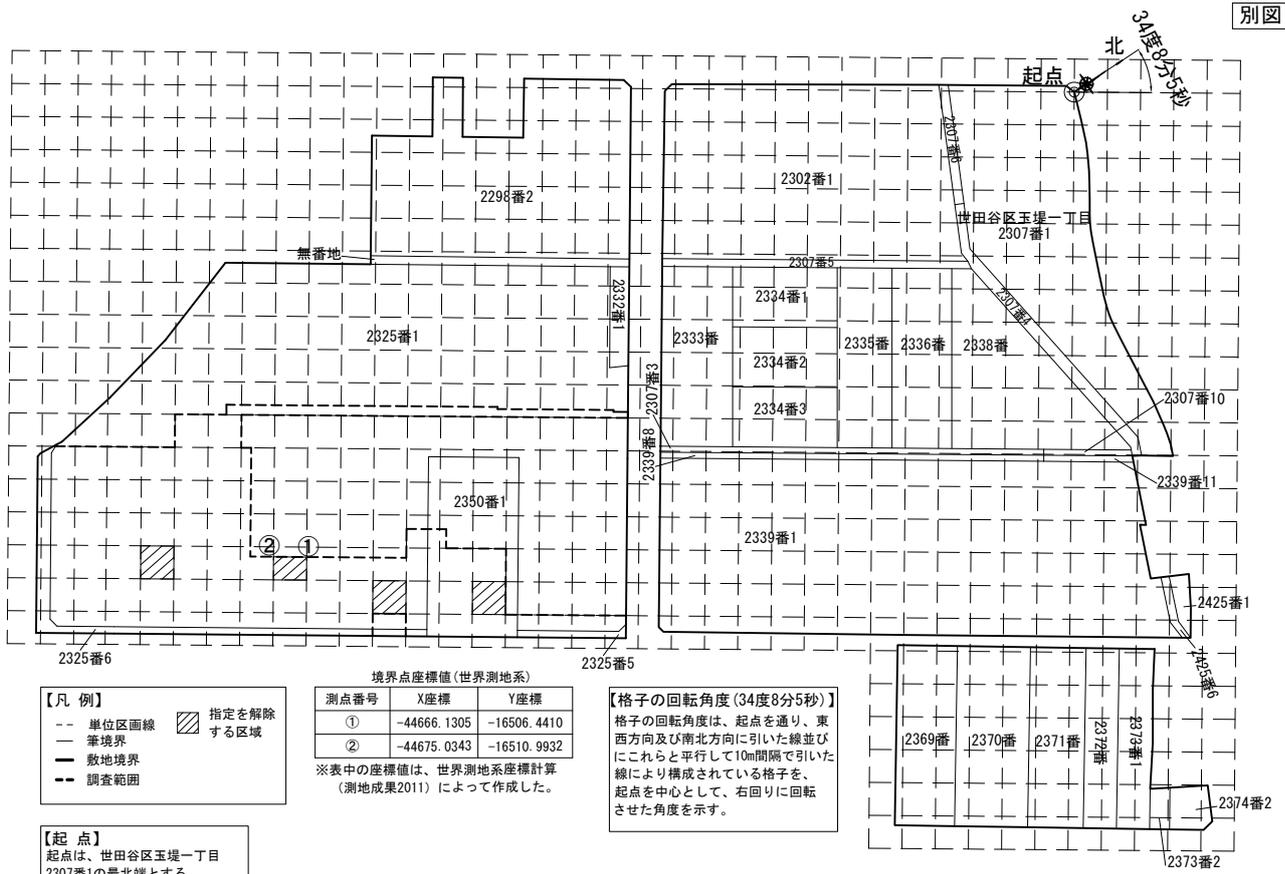
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特

定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



四 試験手数料

試験手数料

(二) 実技試験

ア ふぐの種類及び内臓の識別に関すること。

イ ふぐに関する一般知識

ウ 水産食品の衛生に関する知識

エ 試験内容

(一) 学科試験

ア 条例及び東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則(昭和六十一年東京都規則第百二十三号。以下「規則」という。)に関すること。

二 試験会場

学校法人後藤学園(豊島区南池袋三丁目十二番五号)

一 試験日時

(一) 学科試験

令和六年九月七日(土曜日) 午前十時から午前十一時三十分まで

(二) 実技試験

令和六年九月九日(月曜日) から同月十三日(金曜日)までの間に行い、各受験者宛て試験日時を通知する。

東京都告示第五百八十三号

東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。)第四条の規定により、ふぐ取扱責任者試験を次のとおり実施する。

令和六年四月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一万九千七百円  
受験手続

(一) 受験願書受付日時

令和六年五月十三日(月曜日)から同年六月十四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前  
十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで。た  
だし、郵送の場合は、簡易書留で令和六年六月十四日  
(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(二) 受験願書受付場所

東京都庁第一本庁舎三十階北側 東京都保健医療局  
健康安全部健康安全課。ただし、郵送の場合は、同課  
(郵便番号一六三―八〇〇―一 新宿区西新宿二丁目八  
番一号)に送付すること。

(三) 提出書類

- ア 受験願書(規則別記第一号様式による。)
  - イ 受験票(規則別記第三号様式による。)
  - ウ 写真(出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身、  
正面向きで縦四・五センチメートル横三・五センチ  
メートルで、裏に氏名を記入したもの)
  - エ 領収証書(受験手数料納付後のもの)
  - オ 受験票送付用封筒(八十四円切手を貼ったもの)
  - カ 試験結果通知用封筒
- 六 合格発表

令和六年十一月十一日(月曜日)午前十時から午後四  
時三十分まで、東京都保健医療局健康安全部健康安全課  
(東京都庁第一本庁舎三十階北側)及び東京都中央卸売  
市場豊洲市場七街区管理施設棟一階ロビー(江東区豊洲  
六丁目六番一号)に合格者の受験番号を掲示して発表す

るとともに、同日午前十時から東京都保健医療局ホーム  
ページ(<https://www.hokeniryometro.tokyo.lg.jp/index.html>)上に合格者の受験番号を掲載する。

七 その他

(一) 受験願書用紙等は、平日については、東京都保健医  
療局健康安全部健康安全課において、平日及び土曜日  
については、東京都市場衛生検査所(江東区豊洲六丁  
目六番一号(豊洲市場内))において、日曜日及び土  
曜日については、東京観光情報センター都庁本部(東  
京都庁第一本庁舎一階北側)において、令和六年五月  
十三日(月曜日)から同年六月十四日(金曜日)まで  
配布する。

(二) 詳細については、前記健康安全課(電話〇三(五三  
二〇)四三五八)に問い合わせること。

### 告 示 (公)

#### ●東京都公安委員会告示第146号

確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公  
安委員会規則第23号)第8条の規定により、駐車監視員資  
格者講習(以下「講習」という。)を実施するので、同規  
則第6条の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月25日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 講習の実施日時

講義 令和6年8月29日(木曜日)及び同月30日(金  
曜日)の2日間

午前9時から午後5時10分まで

考査 令和6年9月6日(金曜日)

午前10時30分から午前11時30分まで

2 講習の実施場所

有明フロンティアビル B棟5階会議室

江東区有明三丁目7番26号

3 講習予定人員

70名(予定人員になり次第締め切る。)

4 申込手続

(1) 受付期間

令和6年7月1日(月曜日)から同月5日(金曜  
日)まで

(2) 受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 受付場所

都内各警察署交通課

(4) 申込書類

駐車監視員資格者講習受講申込書 1通(駐車監視  
員資格者講習受講申込書は、日曜日、土曜日及び国民  
の祝日に関する法律に定める休日を除く日の午前8時  
30分から午後4時30分までの間において、都内各警察  
署交通課において配布する。)

(5) 受講手数料

20,000円(申込時に、警察署会計係又は会計厚生係  
において納入すること。)

5 問合せ先

警視庁放置駐車対策センター企画運用係

電話 03(3581)4321 内線 7870-5123

公 告

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

令和六年四月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

三鷹市井の頭三丁目九百十一 大阪府大阪市北区大淀中一  
番三、同番二十六、同番二十 丁目一番八十八号  
七、同番四十三、同番五十六、積水ハウス株式会社  
同番五十七、同番六十及び同 代表取締役 仲井 嘉浩  
番六十地先

行 発

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

三 鈴 印 刷 株 式 会 社  
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号  
101-0051